

令和 7 年12月19日 公 表
令和 8 年 8 月27日 一部変更（9 月 2 日訂正）

特定水産資源（いわしくじら、にたりくじら、みんくくじら及びながすくじら）に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量等

いわしくじら、にたりくじら、みんくくじら及びながすくじらに関する令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月 1 日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第 1 項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 いわしくじら

一 漁獲可能量（法第15条第 1 項第 1 号関係）

56頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第 1 項第 3 号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：頭)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
いわしくじら母船式捕鯨業	56
いわしくじら基地式捕鯨業	0

第二 にたりくじら

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

153頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：頭)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にたりくじら母船式捕鯨業	143
にたりくじら基地式捕鯨業	10

第三 みんくくじら

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

145頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：頭)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
みんくくじら母船式捕鯨業（太平洋海域）	0
みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）	0
みんくくじら基地式捕鯨業（太平洋海域）	112
みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）	33

第四 ながすくじら

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

58頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ながすくじら母船式捕鯨業	58